

三次市教育委員会議案第17号

三次市立小中学校事務処理等規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成24年6月4日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校事務処理等規程の一部を改正する訓令（案）

三次市立小中学校事務処理等規程（平成17年三次市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「第30条の6」を「第30条の5」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。